

機構を活用するメリット

機構の支援は、債権者間の利害調整の円滑化のみならず、リスクマネーの投入による出融資等やプロフェッショナル人材の派遣による経営改善等からなる積極的かつ集中的な再生手法に特徴があり、事業者や債権者等はそれらに伴うメリットを享受することができます。

1 利害調整の円滑化

- ・ 機構は公的・中立的な第三者であり、民間の当事者だけでは難航しがちな債権者間の利害調整等にも対応が可能です。
- ・ 法律上、政策金融機関や都道府県の信用保証協会等について、機構が債権の買取申込みをするよう求めた場合の協力規定が設けられており、これらの関係者との利害調整も行いやすくなります。
- ・ 機構は支援を受けた事業者の債権者である金融機関等に対して、債権の回収を一時停止するよう要請することができますので、事業者にとって資金繰りを安定させる効果が期待できます。
- ・ 金融機関等の事業者に対する債権の買取りを行うことで、債権者の数を減らし、事業再生計画実施に際しての利害調整を容易にすることができます。

2 資金支援

- ・ 機構は投資ファンドの機能を有し、金融機関やスポンサー等と連携して、金融機関等が保有する貸出債権の買取りや事業者に対する出資、融資による資金提供を行うことができます。そのために資本金(201億円)および借入れに係る政府保証(24年度予算で1兆6,990億円)が設けられております。

3 プロフェッショナル人材の派遣

- ・ 機構には、全国から金融や事業再生、法務や会計

等のプロフェッショナルが集結しており、事業者に対して事業再生に必要な処方箋を提供します。

- ・ 案件に応じて、事業者プロフェッショナルな人材を派遣して経営についての助言・指導を行う、全国レベルで最適なスポンサーを探す等、事業再生のための人的支援を行っていきます。

4 税負担の軽減

- ・ 機構が関与して策定された事業再生計画により債務免除が行われた事業者については、資産の評価損の損金算入や期限切れ欠損金の優先利用等の優遇が受けられます。
これによって事業者には、
 - i) 債務免除益への課税が行われない。
 - ii) 資産売却をしなくても評価損の計上ができる。
 - iii) 再建期間中の税負担を抑えることができる。というメリットがあり、早期の事業再生が可能になります。
- ・ 事業再生計画により金融機関等が債権放棄等を行った場合には、当該債権放棄による金融機関等の損失は損金算入されます。
- ・ 機構の支援対象となる事業者の代表者等が、事業者が抱える債務の個人保証を行っており、その債務を保証するために個人所有の事業用資産を譲渡し、その譲渡代金相当額の求償権を放棄した場合には、当該放棄金額が代表者等の課税対象所得から除かれます。

5 債務者区分の改善

- ・ 機構の支援が決定した事業者の事業再生計画の内容が、金融庁の監督指針に規定する「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」と認められる場合には、上記の計画に基づく貸出金は不良債権である「貸出条件緩和債権」に該当しなくなります。よって、対象事業者の債務者区分は「要管理・要注意先」には該当しなくなります。